

令和元年度

市川市危険コンクリートブロック塀等除却事業補助金のご案内

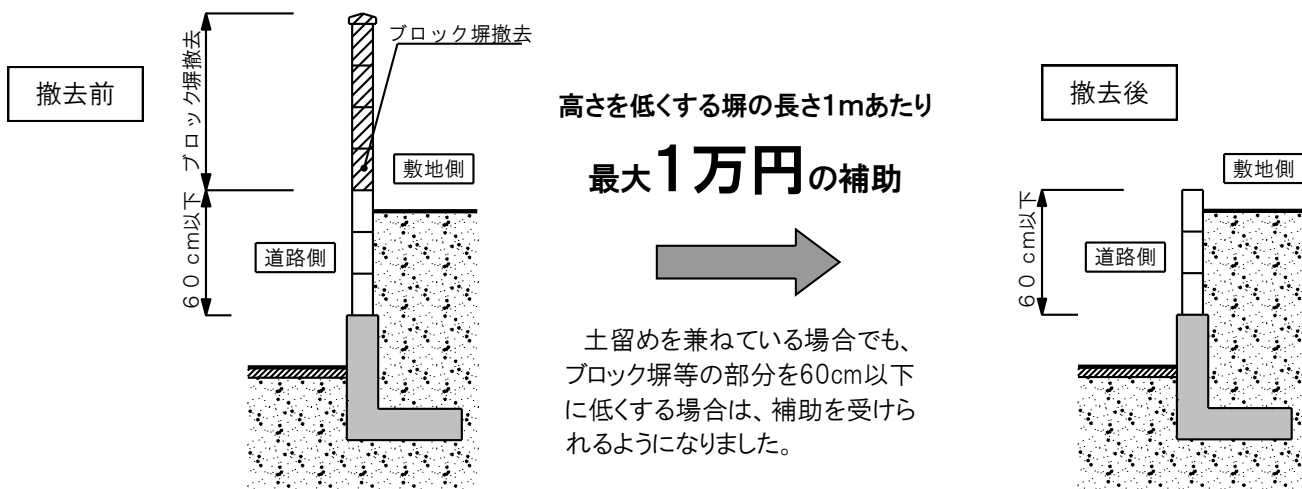
過去の地震では、ブロック塀等の倒壊による被害が多く出ています。道路に面したブロック塀等が転倒すると、歩行者に危害が及ぶだけでなく、瓦礫が道路をふさぐなど避難や復旧活動にも支障となります。

市川市では、このような危険ブロック塀等の撤去を進めるために費用の一部を補助します。また、令和元年度は新たな制度も設けましたので、ご活用いただき、災害に強い街づくりを目指しましょう。



制度① 塀の高さを低くする場合（部分撤去）・・・新しい制度です

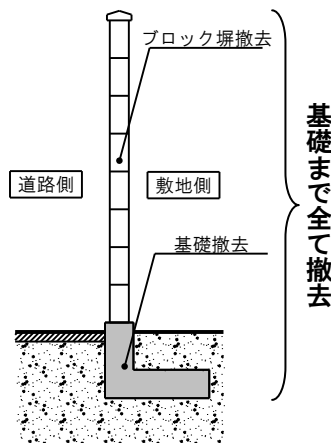
令和元年度は、ブロック塀等の高さを低くする場合についても、費用の一部を補助します。



制度② 塀の基礎まで全部撤去する場合（全部撤去）

塀の基礎まで全て撤去する場合は、令和元年度末までの期間限定で、補助額を拡充しています

期間	平成30年7月以前	令和元年度末まで
補助額	除却する塀の長さ 1メートルあたり 1万円	除却する塀の長さ 1メートルあたり 最大 1万5千円
上限	20万円	上限なし



補助を受けられる方

- ・危険コンクリートブロック塀等の所有者または管理者。
- ・土地または建物の販売を目的として行うものでないこと。

補助の対象となるブロック塀等

- ・高さが60cmを超えている、倒壊の恐れがあるブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀及び門柱等。
- ・建築基準法第42条の道路、同法第43条第2項第1号・同項第2号の規定による道・空地で当該道・空地の管理について利害関係者の協定が成立しているもの、通学路に面した部分。
- ・事前に職員による現地確認を行ったもの(工事契約後や既に除却しているものの申請はお受けできません)。

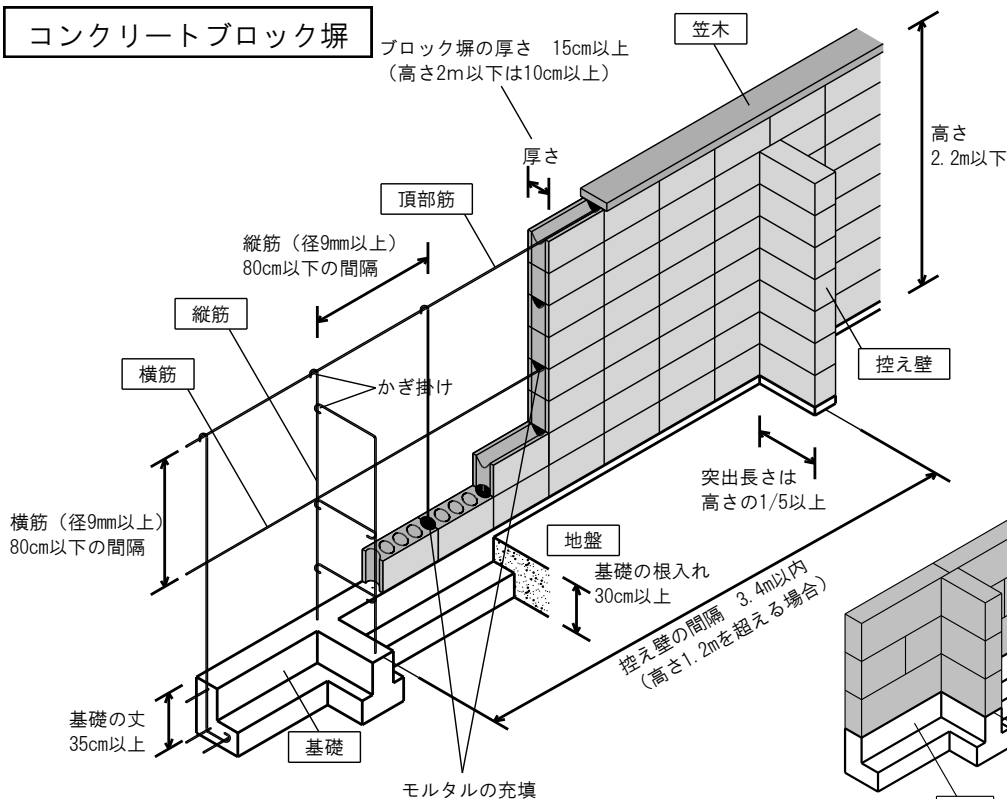
補助の対象となる工事と補助金の交付額 (令和元年度のみ)

補助メニュー	全部撤去	部分撤去
撤去方法	基礎まで全部撤去する場合	ブロック塀等の高さを低くする場合 (ブロック塀等の部分の高さを60cm以下にする場合)
補助額	撤去する塀の長さ1mあたり 最大 1万5千円	高さを低くする塀の長さ1mあたり 最大 1万円
イメージ図		
備考	<p>・基礎や土留めも、全て撤去して下さい。</p>	<p>・残した基礎やブロック塀等が健全である事が条件になります。ひび割れや傾き、ぐらつき等がある場合は部分撤去の補助対象になりません。</p> <p>・部分撤去した後にブロックの増積みをおこない、高さが60cmを超えることがないように注意してください。</p> <p>・道路幅が4m未満の場合は、部分撤去の対象とならない可能性があります。その場合は、基礎まで全部撤去し、セットバックすることが条件となります。詳細については、建築指導課までご相談下さい。</p>

ブロック塀等の点検のチェックポイント

コンクリートブロック塀

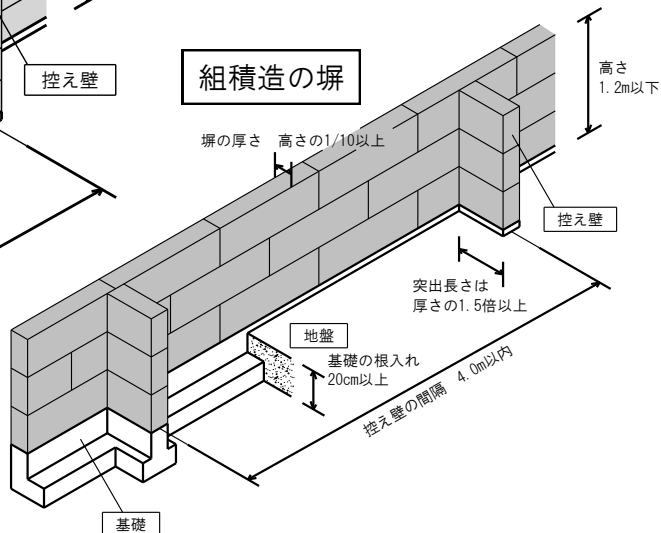
ブロック塀の厚さ 15cm以上
(高さ2m以下は10cm以上)



ブロック塀や組石造の塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

組積造の塀

塀の厚さ 高さの1/10以上



ブロック塀の場合

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
 - 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
 - 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
 - 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
 - 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。
- <専門家に相談しましょう>
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造の塀の場合

(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造等)

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
 - 2. 塀の厚さは十分か。
 - 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
 - 4. 基礎があるか。
 - 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- <専門家に相談しましょう>
- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築災害協会 2013.1より一部改

注意事項

- 補助金の交付を受けるには、交付決定の通知を受けた後に、補助対象工事の契約をしていただく必要があります。工事契約後や工事着手後、既に除却している場合の申請はお受けできません。
- 補助事業は、令和2年2月28日までに完了し、実績の報告ができるものを対象とします。
- ブロック塀等撤去後に、建築基準法に適合しない建築物や工作物を設置しないで下さい。
- 工事を中止または変更した場合は、速やかに変更届を提出してください。
- 工事は専門の施工業者に依頼してください。市では施工業者の紹介は行っておりません。
- 道路幅が4m未満の場合は、道路の中心から2mまでは道路とみなす為、建築物や塀・門を設置する事はできません。
- 予算の都合上、年度途中でも申請の受付を終了する場合があります。
- 本パンフレットに記載されている内容は、令和元年度の制度です。令和2年度以降は、補助メニューや補助額等が変更になる場合があります。

申請手続きの流れ

1	事前相談	・建築指導課に、現地確認の申込みをして下さい。 → 建築指導課 電話番号 047-712-6337
市川市	申請対象の確認	・市職員が現地確認を行い、補助対象になるかを調査します。
2	交付申請書の提出 (※1)	・補助対象と認められた場合は、工事契約前・着手前に、建築指導課へ「補助金交付申請書」を提出してください。
市川市	審査 交付決定通知	・申請書類を審査し、助成が適当と認められた場合は、「補助金交付可否決定通知書」を郵送でお送りします。
3	工事の契約・着手	・「補助金交付可否決定通知書」が届いた後に、工事の契約・撤去工事を行ってください。
4	実績報告書の提出 (※2)	・撤去工事が終わりましたら、「実績報告書」に必要書類を添付して、建築指導課に提出してください。 ・交付決定通知日から60日以内、または令和2年2月28日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。
市川市	補助金額確定通知	・補助要件等の確認を行い、「補助金額確定通知書」を郵送でお送りいたします。
5	補助金の交付請求	・建築指導課へ「補助金交付請求書」を提出してください。
市川市	補助金の支払い	・交付請求後、3～4週間で指定口座に補助金を振り込みます。

申請書・報告書に必要な書類

※1 交付申請書に必要な書類	※2 実績報告書に必要な書類
<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書(様式第1号) <input type="checkbox"/> ブロック塀等の撤去の見積書 <input type="checkbox"/> 撤去する塀の平面図、立面図 (塀の配置、高さ、長さ、道路との関係が分かる図) <input type="checkbox"/> 撤去後の計画図 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/> 実績報告書(様式第5号) <input type="checkbox"/> 工事写真 ブロック塀等の解体前、解体状況、解体後(全景) <input type="checkbox"/> 廃棄物処分報告書(マニフェストE票の写し) <input type="checkbox"/> 契約書の写し <input type="checkbox"/> 領収書の写し (代理受領制度利用の場合は補助額を差し引いた額) <input type="checkbox"/> 工事費全額の請求書(代理受領制度利用の場合)

問合せ・申請窓口



市川市 街づくり部 建築指導課
047-712-6337

市川市役所 市川南仮設庁舎1階
(市川市市川南2-9-12)

詳しくは
市川市公式ホームページ

市川市 ブロック塀 補助金

